



舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」



認定団体立ち上げ支援補助金のご案内

舞鶴市では、令和8年2学期から始まる、地域クラブ活動「まいかつ」の受け皿となる団体等の設立・運営安定化を支援します。

補助対象団体

- ・舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」の認定団体

6月1日から
申請受付開始

補助対象経費

- ・地域クラブ活動「まいかつ」の立ち上げ及び活動開始に必要な経費
 1. 設立諸経費（登記費用、印鑑作成代）
 2. 備品、消耗品費（活動に必要なスポーツ用具、楽器、救急セット）
 3. 広報費（パンフレット、WEBサイト開設費）
 4. 研修費（指導者の資格取得費用） など

補助率

- ・定額（補助対象経費の総額）

補助金額（上限額）

- (1) 参加登録している生徒が1人以上5人以下の団体
- (2) 参加登録している生徒が6人以上の団体



5 万円

10 万円

その他

- ・当該補助金は、各団体1回限りの補助金です。
- ・補助金の交付を受けた後、5年以上活動を継続しなかった場合等、補助金を返還いただく場合があります。

応募方法

- ・市役所窓口、市HP等にある申請様式に必要事項を記入し、窓口、メールにて提出してください。



お問い合わせ

舞鶴市生涯学習部 スポーツ振興課／文化・国際課



0773-66-1058 / 66-1019



suposin@city.maizuru.lg.jp / culture@city.maizuru.lg.jp



Q いつから申請できるの？

A 6月1日から、随時、受け付けます。

Q 既に行った備品等も対象になるの？

A 交付決定後、購入等されたものが対象になります。急ぎ準備が必要な場合などは、市に相談し、事前着手の手続き等を行って下さい。

Q 交付決定を受けた後、いつまでに購入したりしないといけないの？

A 今年度交付決定を受けた場合、2月中に事業を完了し必要な書類を提出していただく必要がありますので、それまでに購入等行って下さい。

Q 補助金を複数回わけて申請することはできるの？

A 各団体、1度限りの補助金です。交付決定を受けた年度内に限り補助上限額内で変更等することはできますが、次年度以降に、再度交付することはできません。

Q 来年度以降に補助金を活用することはできるの？

A 今後、設立される団体にも活用できる補助金にしたいと考えています。(現時点で来年度以降の補助金予算が担保されているものではありません。)

Q 登録している生徒の数が知りたい

A 2学期の活動開始までに市からお伝えします。早期申請を検討されている団体におかれましては、直接市へお問い合わせ下さい。

